

改正

平成24年3月30日規則第27号

我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則

我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則(昭和59年規則第18号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規則は、我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例(昭和59年条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(ラブホテル該当設備)

第2条 条例第2条第1項第2号キに定めるものは、主として異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられたダブルベッド、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第3条第3項第1号に規定する動力により可動するベッド及び特定用途鏡を有するものとする。

第3条 削除

(申請)

第4条 条例第4条第1項の規定による申請をしようとする者は、我孫子市ホテル等建築申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図 方位、道路、目標となる地物及び建築場所から周囲300メートルの区域内の状況を明示したもの(縮尺1:2,500)
- (2) 配置図 方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地の高低差を明示したもの(縮尺1:200以上)
- (3) 各階平面図 方位、間取、各室の用途(有効面積、浴槽、寝具類の寸法記入)、開口部、屋内・屋外階段、玄関、帳場、廊下、各室の出入口、車庫等を明示したもの(縮尺1:100)及び客室の詳細図(縮尺1:50以上)
- (4) 立面図 4面、広告物及び屋外照明設備の設置箇所並びにこれらの形状寸法を明示したもの(縮尺1:100)
- (5) 断面図 2面以上、床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ及び建築物の高さを明示したもの(縮尺1:100)
- (6) 敷地利用計画図 敷地内における建物の位置、駐車場の位置、境界塀の構造及び高さ並びに付属施設(屋外工作物を含む。)の用途及び位置を明示したもの(縮尺1:200以上)
- (7) 透視図 建築物・広告物及び屋外照明設備を彩色したもので、主要出入口が明示されているもの及びフロント周辺のもの
- (8) 公図写 建築場所及びその周辺のもの
- (9) 登記事項証明書
- (10) 仕上表 建築物(外構及び設備を含む。)の仕上げの材料の種別及び厚さを明示したもの
- (11) ホテル等経営方針説明書
- (12) その他特に市長が必要を認めるもの

(通知)

第5条 条例第4条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) ラブホテルに該当しないときはラブホテルの建築に該当しない旨の通知書(様式第2号)
- (2) ラブホテルに該当するときはラブホテルの建築に該当する旨の通知書(様式第3号)

(指導等)

第6条 条例第5条第2項の規定による指導は、我孫子市ラブホテル指導書(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第6条第1項の規定による指導及び勧告は、我孫子市ラブホテル指導・勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(中止命令)

第7条 条例第6条第2項の規定による命令は、我孫子市ラブホテル建築工事中止命令書(様式第6号)により行うものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第7号）とする。

（審査会）

第9条 条例第8条に規定する審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 建築知識経験者 2人
- （2） 教育委員会委員 1人
- （3） 社会教育委員 1人
- （4） 児童委員 1人
- （5） 商工会関係者 1人
- （6） 青少年相談員 1人

2 会長は、審査会を招集し、その議長となる。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第10条 会長は、必要があると認めるときは、ホテル等を建築しようとする者に審査会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は必要な資料を提出させることができる。

（庶務）

第11条 審査会の庶務は、建築を担当する課において処理する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の届出等から適用し、同日前に届出等のあったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第27号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 第2条中我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則第3条の改正 公布の日

（2） 第1条の規定及び第2条中我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則第9条の改正 平成24年4月1日

（3） 第3条の規定 平成25年9月1日

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条第1項関係）

様式第5号（第6条第2項関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第8条関係）